

改正災害対策基本法（2013年6月21日公布）は、  
要援護者に必要な生活環境、体制の整備された避難所等の確保を義務づけている



2015.10.27 美浜の会

原発立地・周辺自治体が策定している原発事故時の避難計画では、要援護者の安全や健康を守る避難手段・避難所が確保されておらず、要援護者に関する計画はほとんどありません。しかし、2013年に改正された災害対策基本法（1）では、要援護者が滞在するのに必要な居室、生活環境、体制が確保されていること等の基準を満たす施設を、指定避難所として指定しておくことを義務づける等、実効性ある要援護者の避難計画を求めています。これは、多数の高齢者や障がい者が犠牲となった東日本大震災の教訓を踏まえてのものです。

東日本大震災では、要援護者は時間をかけて避難所の体育館に到着できても、移動しやすい壁沿いはすでに人で埋まっており、車イスは使えず、トイレにも行けず、結局自宅に戻らざるを得ない人が多くいました。発達障がい・精神疾患などによって避難所の人混みの中でパニックや自傷行為が出て避難所にいられない家族もありました。（2）

各自治体への申し入れの際、要援護者の避難計画がこれら法改正を踏まえたものになっているのか等、確認していきましょう。

以下、要援護者の避難に関する主な改正点を紹介します。

- 1 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html>
- 2 詳しくは「原発震災、障害者は・・・消えた被災者」（青田由幸・八幡隆司共著・解放出版社）をご参照ください。

#### 基本理念（第2条の2）

第5号 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

南海トラフ巨大地震等「大規模災害への対策の充実・強化が喫緊の課題であることから、これまで災害対策基本法で定められていなかった基本理念を明記」（基本理念の条項を新設）。第5号は、「東日本大震災では、避難所での避難生活が長期にわたる中で、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズへの配慮や、災害発生後の時間経過に伴うニーズへの変化への対応が課題となった」（「災害対策基本法改正ガイドブック - 平成24年及び平成25年改正 - 」大成出版社）ことを受けたもの。

#### 指定避難所の基準（第49条の7・同法施行令第20条の6・同法施行規則第1条の9）

##### （指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

施行規則第1条の9 令第20条の6の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- ・第49条の7で、市町村等は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないとされており、要配慮者に関する基準が施行規則第1条の9に定められている。
- ・要配慮者の緊急避難場所から避難所への移送については「円滑な移送を実施するため、その移送先及び当該移送先までの移送方法をあらかじめ市町村において検討し、避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整を図っておくことが必要」（災害対策基本法改正ガイドブック）としている。

#### 避難所における生活環境の整備（第86条の6）

災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

この整備のため、内閣府は市町村向けに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（2013年8月 3）を策定している。この中で、

- ・指定避難所を決める際に福祉避難所の設置等を明確化しておくこと
- ・障がい等の特性に配慮した福祉避難所の整備、必要数の確保。要配慮者への支援体制の構築
- ・生命・身体に配慮を要する避難者への対応（人工呼吸器を使用しなければならない障がい者等が非常用発電機を使用できる環境、アトピー性皮膚炎、呼吸器疾患等のある人への配慮等）
- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等にあたる介助員等の配置等々を求めている。

3 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyokakuho-honbun.pdf>